

国立大学法人東北大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）では、本学の教育研究環境の整備及び向上を図るための財源確保等を目的として、本学保有施設等の愛称等の命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）となることを希望する事業者等を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

川内北キャンパス 川内講義棟B棟1階 ICLアカデミックラウンジ

※施設の所在地、愛称等のサイン及びインフォメーションボードの掲示可能エリアについては、別紙をご参照ください。

2. 命名権の付与期間

2026年6月1日から2031年5月31日まで

3. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する会社その他の法人又は団体等（以下、「民間企業等」という）。

ただし、次に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ④ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- ⑤ 本学から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中のもの
- ⑥ 国、地方公共団体等から違法または不適當な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中のもの
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- ⑧ 社会問題を起こしているもの
- ⑨ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）

- ⑩ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑪ 政治団体
- ⑫ 宗教団体
- ⑬ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑭ その他ネーミングライツ事業を実施する民間企業等として適当でないと認められるもの

4. 命名権の付与条件

(1) 愛称等

- ① 命名する愛称等（事業者等名、商標名、ロゴ・シンボルマークまたは愛称のこと）は対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設等にふさわしい別称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治性又は宗教性があるもの
 - ・社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
 - ・個人又は法人の名刺広告に関するもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・その他別称等として適当でないと認められるもの
- ③ 混乱を避けるため、原則、契約期間中の愛称等の変更はできません。

(2) 特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次に掲げる特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 対象施設等に愛称等のサイン及びインフォメーションボード等（以下「サイン等」という。）を設置することができます。なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。
- ② 本学は、本学のホームページ等でネーミングライツ・パートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツ・パートナー自身も本学とネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ 命名権付与期間満了の6か月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等に係る契約更新に関して優先的に協議を行います。

(3) 費用負担

- ① サイン等の設置、維持、変更及び原状回復に係る費用は、命名権料とは別に、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
- ② 契約締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等に係る費用は、本学が負担します。
- ③ 命名権の付与期間開始日までにサイン等の設置が完了していない場合においても、付与期間及び命名権料に変更はありません。
- ④ 設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

5. 募集期間

2026年4月1日(水)から2026年4月15日(水)17時【必着】

6. 応募書類

次の書類を作成し封書に入れ封印し、募集期間中（必着）に提出してください。

または、電子データpdfにてメール添付等にて提出してください。

- ① ネーミングライツ事業申込書（下記12. の問合せ先に連絡していただき、申込書を取り寄せてください。）
- ② 申込者の概要を記載した書類

7. 選定方法

選定項目	要件、基準等
資格	<ul style="list-style-type: none">・応募資格を満たしているか。・過去に重大な事故又は不誠実な行為を行っていないか。・経営基盤が安定しているか。
応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none">・応募の趣旨が対象施設へのネーミングライツ導入に沿っているか。
愛称等（サイン等含む）	<ul style="list-style-type: none">・学生及び教職員に受け入れられるか。・施設のイメージを損なうおそれがないか。
命名権料	<ul style="list-style-type: none">・（基準額以上であり、）高額であるほど高評価とする。

8. 選定結果の通知、公表

選定結果はすべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツ・パートナーを選定しないこととします。また、契約締結後、決定した愛称等、ネーミングライツ・パートナー、契約期間等について、本学のホームページ等で公表します。

9. 契約の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と当該命名権に関する契約を締結します。

10. 命名権料の納入時期

原則、1年度分を毎年5月末日までに一括して納入するものとします。ただし、初年度分については、協議のうえ決定します。

11. 契約の解除

本学は、次に該当するとき命名権の契約を解除します。

- ① ネーミングライツ・パートナーが本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② ネーミングライツ・パートナーが正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ ネーミングライツ・パートナーが本契約に定める条項に違反したとき。
- ④ ネーミングライツ・パートナーが法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- ⑤ ネーミングライツ・パートナーが倒産又は破産等をしたとき。
- ⑥ ネーミングライツ・パートナーがネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
- ⑦ 本学が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。
- ⑧ 災害により、サイン等の維持が困難となったとき。

12. 申込書の提出先及び問合せ先

〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1

東北大学総務企画部基金・校友事業室ネーミングライツ担当

TEL:022-217-6290 E-mail: namingrights@grp.tohoku.ac.jp